

1、市長の政治姿勢について

8月30日に投開票がおこなわれた衆議院選挙で、自民・公明政権が国民のきびしい批判を受け、歴史的な大敗を喫し、退場することになりました。

わが党は、一貫して「財界言いなり」「アメリカ追随」の自民党政治と真正面から対決を貫いてきました。

とりわけ、小泉内閣以来の「構造改革」路線は、雇用や社会保障を破壊し、国民から安心と希望を奪ってきましたが、この悪政から国民の暮らしを守るために力を尽くしてきた党として、有権者・国民が下した審判を、日本の政治にとっての大きな前向き的一步として歓迎するものです。

この選挙戦でわき起こった風は、「自民・公明政権ノー」の風であり、根本からいえば自民党政治が崩壊する過程で起こっている風であります。

この流れが、「二大政党」の「政権選択」という大キャンペーンのもとで、民主党への支持の大きな流れとなりました。

民主党は300議席を超す議席を得ましたが、国民が民主党の路線や政策を全面的に評価したた

めではないことは、選挙中の各種の世論調査結果などで明らかです。

自民・公明政治に代わる、新しい日本の政治は何か、国民の模索と探求は始まったばかりです。

日本共産党は、「建設的野党」として、「良いことには協力、悪いことにはきっぱり反対、問題点はただす」という立場で、どんな問題でも国民の利益にたって積極的に政府に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘する決意です。

市長は、選挙結果をどのように受け止められたのか、また、民主党中心の新政権への期待や、福山市として、新政府に何を望むのか、見解をお示しくください。

また、新政権下での福山市政の基本的在り方についての、見解をお示しくください。

2、福祉行政について

①国保行政

福山市は、今年度の国保税を、年1人当たり平均7788円引き上げました。

国保加入者は、もともと経済基盤が脆弱な世帯が多くを占めますが、中小業者は、「百年に一度」と言われる大不況のもと、大変な生活苦にあえいでいます。

先般、福山市長あてに、このたびの値上げに対する抗議文が届けられ、応対した開原副市長らに生活苦が訴えられました。

「一生懸命、納税をしてきた業者が、生きるか死ぬかという時に、何でこのような理不尽な国保税の値上げができるのか」「毎月五万円の年金収入しかないのに、年額1万6200円の国保税をどうやって払えるのか」

「自営業者は、自分の仕事がなくとも、従業員に一日1時間、2時間と時間単位で仕事を組んで働いてもらっている。

大企業は従業員の首を切るが、雇用を必死で守っている」「機械があっても、従業員がいても仕事がない。あれば国保税をいくらでも払う。仕事を持

ってきてほしい」とこもごも訴え、このような生活苦に追い打ちをかける国保税の引き上げに、抗議を行いました。

市長は、抗議文に込められた業者の悲鳴をどのように受け止められたのか、まず、見解をお示してください。

また、業者の実態をよく調べ、国保税の引き上げを撤回することを求めるものです。

次に、「3割の窓口負担は、とても払えない。ぎりぎりまで我慢し、病院に行くともう手遅れになっているという仲間がたくさん出ている」との訴えもありました。

福山市は、国保加入世帯の一部負担金の減免要綱を定めていますが、この制度の適用は皆無という実態であります。

このたび、厚生労働省は、7月1日付で医療費一部負担金減免制度の拡充を通知しています。

この通知に基づき、福山市が積極的に制度の拡充を行うことを求めます。ご所見をお示してください。

特に、前年度の収入の50%激減条件を撤回すること、生活保護基準に準じた低所得者の医療費の減額、免除ができるよう、実効ある制度とすることを求めるものです。

8月25日の総務委員会に、資格証明書の発行数が報告されましたが、7月末現在、1374世帯とのことであります。

そのうち、年所得100万円以下の世帯が222世帯含まれるとのことでした。

これらの世帯の生活状況については、詳しく示されませんでした。生活水準以下の世帯が含まれていることは明らかであります。

また、資格証明書では、10割の窓口負担金が払えないため、医者にかかれない状況が生まれています。

今、新型インフルエンザの大流行が予測される中、対応のおくれを生み出してはなりません。

名実ともに市長の「発行しないことを基本に」の答弁を実現し、資格証明書の発行はとり止め、全ての世帯に国保証を発行することを強く求めます。以上それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

② 後期高齢者医療制度の撤回について

民主党政権が誕生しますが、同党のマニフェストには、「年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める」とし、「後期高齢者医療制度・関連法は廃止する」と明記しています。

この制度を廃止せよという動きは全国に広がり、地方議会の意見書は、09年3月時点で667自治体、中止・撤回廃止を求める国会請願署名は09年7月時点で759万2409人分に達しています。

新政府に対し、速やかに、同制度の撤回を実行することを求めて下さい。

また、制度廃止方針を受け、市として、スムーズな制度の移行と対応を準備しなければなりません。

今後の日程と、お考えをお示し下さい。

制度発足後1年が経過し、保険料を払えない高齢者に対し、福山市は短期被保険者証を369件発行しています。

高齢者は、複数の疾病をもち、抵抗力が弱く、急激な病気の重篤化などが起こりやすいなど、対

応の遅れは命取りになりかねません。

直ちに、正規の保険証を発行することを、強く求めるものです。以上についての、回答を求めます。

③ 介護保険制度についてお伺いします

自民・公明政権による、改悪介護保険法のもと、高すぎる保険料・利用料、必要な介護サービスのとりあげ、深刻な施設不足と待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化と、それによる人材不足の深刻化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっています。

施設の食費・居住費の全額自己負担化による退所、特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人をこえ、療養病床の廃止による施設からの高齢者追い出しに拍車がかかり、軽度と認定された人から、本来必要な介護サービスがとりあげられるなどであります。

また、本市が行った介護報酬改定実態調査の結果によると、「介護報酬はあまり変わらない」と答えた事業者は、64%に達しており、介護従事者の処遇改善は進んでおりません。

4月から実施された新要介護認定方法は、多くの利用者と関係者の批判の声に押され、調査項目の修正を行うことが決定していますが、それでも必要な介護を受けられない「介護難民」を生み出す事態は解消されておりません。

いま、介護保険制度は、土台からゆらぐ深刻な事態に直面しています。

8月25日の民生福祉委員会で、保健福祉局長は現行介護保険制度について、「介護報酬が上がったり、特別養護老人ホームなど施設を作ると、これが保険料に跳ね返ってくるという制度自体に課題がある」との認識を示されました。

この認識に基づき、介護保険利用者、介護従事者や事業者の、負担が増えないような制度を構築するためには、どのような改善が必要だとお考えか、お答え下さい。

民主党のマニフェストには、介護保険制度の改革についての具体策は示されておりませんが、「介護労働者の待遇改善で、人材を確保し安心できる介護保険制度を確立する」とあります。

そのためには、国庫負担を抜本的に増やし、国の財政責任を強化することが必要です。本市はこれまで市長会を通じて政府に財政支援の強化を求めてきましたが、未だ実現していません。

新政権になった今、制度を抜本改正するために以下のことを新政府に要望し、福山市としても取り組む内容を明らかにすることを求めます。

- 一． 介護給付費の国庫負担割合を早急に50%まで引き上げること。
- 一． 保険料を、全国単一の所得に応じた定率制など、支払い能力に応じた負担にあらため、利用料は、将来は無料をめざし、当面は、在宅サービスでも施設サービスでも減免制度を抜本的に充実させること。
- 一． 低所得の高齢者は、原則として介護保険料・利用料を免除すること。
- 一． 身近な相談相手・専門家として、利用者の声を中立・公正な立場から代弁できるよう、ケアマネジャーを支援・育成すること。介護予防プランの作成をケアマネジャーの担当にもどし、介護報酬も引き上げ、高齢者が自分の担当のケアマネジャーから一貫した支援を受けられるようすること。
- 一． 国の給付適正化事業のあり方を抜本的に改め、ヘルパーやケアマネジャーなどの判断で、介護の現場の実態におうじて柔軟に、適切なサービスが提供できるようにすること。

- 一、 特養ホーム、生活支援ハウスなどの計画的整備、ショートステイの確保、グループホームや宅老所、小規模多機能への支援など、在宅でも施設でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備をすすめること。特養ホームの待機者を解消する緊急の基盤整備 5 年計画を定めすすめること。

以上についてお答え下さい。

④ 障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法の施行から 3 年が経過しました。

福祉サービスや自立支援医療に導入された原則 1 割の「応益負担」が、この制度の根本的な矛盾と欠陥であることが、いまや明瞭となり「自立支援法廃止」は国民の世論となっています。

民主党はマニフェストに、「障害者福祉制度を抜本的に見直し、障害者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる」としています。

そして、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応益負担とする（仮称）障害者総合福祉法を制定する」としています。

わが党は、これまで障害者自立支援法の応益負担の廃止を再三求めてきましたが、今こそ同法を廃止する絶好の時期です。

障害者自立支援法の「応益負担の廃止」を速やかに行うことを国に要請することを求めます。

また、市としての、今後の対応方針をお示し下

さい。

民生福祉委員会には、障害者施設で働く職員の処遇改善のための報酬改定が行われ、その実態調査結果が示されましたが、この度の報酬改定は、基準より職員を多く配置すれば加算されるなど、いっそう成果主義が濃厚になっており、困難な経営を根本的に改善するものとはなっておりません。

職員の処遇改善の根本解決は、日額払いを月額払いに戻し、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、全額公費措置で、月3万円の引き上げを図るべきです。

以上のような改善が必要ですが、ご所見をお示し下さい。

⑤生活福祉資金貸付制度等、セーフティネットの拡充について伺います。

昨年末からの「派遣切り」やリストラの問題で、新たな生活の再建に住居の確保など、一定の資金があれば、ホームレス状態にならなくても済むのにと、当面の生活資金の貸し付けを求める声が、相次ぎました。

今、貯金のない世帯が、国民の25%といわれる状況です。いざ、何か起きた時に、頼ることができるよう、生活福祉資金貸付制度の拡充が求められるところです。

少なくとも、新たな住居に必要な敷金を払える貸付額に拡充することを求めるものです。

現在の原資はいくらあるのか、具体をお示しくください。福山市として、長年補充されていない貸付金源資を増資することを求めるものです。

次に、生活保護制度の、母子加算、高齢者加算の復活について伺います。

一般世帯の4割の収入しかない母子世帯の水準に合わずとして、母子家庭の生活保護費を切り下げることには、何の道理もありません。

「成長期の子どもに満足に食べさせてやれない」
「入浴の回数を減らし、子どもの服は、ほとんどが知人のお下がり」「あらゆるものを節約している」など、母子家庭の生活実態は深刻です。

生活保護制度の、母子加算、高齢者加算の復活を政府に強く求めて下さい。

以上についてのご所見をお示しくください。

3 医療・衛生行政について

① 新型インフルエンザ対策と②医師確保について

新型インフルエンザが世界的に流行し、日本でも多数の感染者が出ています。感染者が集中した地域では、「発熱外来」に人が殺到して病床が大変になっています。

福山市新型インフルエンザ対策本部・感染症委員会は、ピーク時の市内の入院患者数を170人とする試算を示し、ベッド確保など対応を急ぐこととしています。

また、入院患者のうち17人がインフルエンザ脳症や人工呼吸器が必要となる重症になるとの想定です。

福山市として、感染拡大と重症化を防ぐ対策を急いで確立することを求め、以下のことを要望します。

1、感染症指定医療機関である福山市民病院において、

① 専門医・看護師の配置、医療機器の整備など、重症化した患者の入院受け入れ体制を緊急に確保すること。

② 重症患者の治療に欠かせない医療機関の

I C U（集中治療室）や人工呼吸器など医療・治療体制の整備に万全を期すこと。

③重症化事例の情報を医療機関で共有化できるような情報提供をすみやかに行うこと。

④病床を休・廃止をした加茂診療所の30床と神辺診療所の40床を復活させ、入院に対応できるようにすること。

1、国に対し、接種費用については公費負担すること、副作用などの補償も予防接種法の定期接種に準じて行うことを要望すること。

以上、お答えください。

③医療費無料制度について

貧困と格差が拡大し、未曾有の経済危機が生活を脅かしている今こそ、くらしを支える社会保障の役割がきわめて重要です。

「保険証一枚」あれば、だれでも、どんな病気でも医療が受けられるという「国民皆保険」の原則にもとづき、医療制度を土台から建て直すことが必要です。

外来でも入院でも3割もの患者負担をとられるなどという国は、先進国では日本だけです。

公的医療制度のある国では、窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本も、1980年代前半までは「健保本人は無料」「老人医療費無料制度」でした。

必要な医療はだれもが平等に受けられるよう、“窓口負担ゼロ”の第一歩として、75歳以上の高齢者の医療費を無料化することを国に求めてください。

来年度からの実施が決められている70歳から74歳の2割負担への引き上げを撤回するよう政府に求めて下さい。

また、小学校就学前の子どもの医療費を、所得制限なしで無料化する国の制度の確立を求めて下さい。

その全国共通の制度の上に、福山市独自の助成制度をさらに前進させ、福山市では、中学校卒業するまで、入院・通院ともに無料を実現することを求めます。以上、それぞれについて、ご所見をお示しくください。

4、商工・労働行政について

① 中小業者の仕事確保について伺います。

日本では毎年 **3000** 人を超える中小業者が自殺しています。中小企業融資における個人保証制のもとで、金融機関が中小企業融資を行う際に、経営者自身や知人に対して保証・連帯保証を求めるケースがほとんどです。

この制度のもとで、会社だけでなく経営者自身も保証人も全財産を失うことになり、家族や保証人に迷惑をかけないようにと生命保険をあてにした自殺が多発しています。

経営のゆきづまりと借金を、自分の命と引き換えにせざるをえないところまで、経営者を追い込んでしまう日本の経済・社会の在り方は世界でも極めて異常です。

中小企業の経営を困難におとしいれた原因は、大企業の利潤極大化のために経済も税制も社会保障もつくりかえる新自由主義の「構造改革」路線を推進してきたことにあります。

今こそ、大企業優先の経済路線を転換し、中小企業を本格的に応援する政治への転換が求められます。

国に対して、中小企業融資に対する個人保証制度の廃止を強く求め、当面、政府系金融機関の融資について、個人保証の廃止を求めて下さい。

また、福山市として以下のこと実施するよう求めます。

1、市長、担当部課長を先頭に、直接中小業者のもとに出向き、生の実情と調査し、要望を聞き、苦境を救う施策を具体化すること。

1、小規模事業者登録制度や住宅リフォーム助成制度を創設し、直接中小業者の仕事を増やすこと。

1、公共事業は生活密着型、住民要求実現型への転換をはかること。生活道路・水路の維持改良、側溝や公園の清掃、山林保全など、環境整備や防災などの公共事業を拡充し、雇用の確保を図ること。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

② 緊急雇用対策について

総務省が先月 **28** 日に発表した7月の完全失業率は、**5.7%**と前月から**0.3**ポイント上昇し、過去最悪を更新しました。

厚労省の調査でも、昨年 **10** 月から今年 **9** 月までに失職する非正規労働者は **22万3000** 人にのぼり、リストラの波は正社員にも広がっています。

共同通信の集計によると、自動車、電機などの大手製造業 **20** 社だけで、この半年間に8万7千人の従業員を削減するなど、日本有数の大企業が先頭にたって雇用破壊をすすめています。

このような大企業の横暴勝手を後押ししたのが、労働者派遣法や労働基準法などの相次ぐ改悪です。

大企業は「赤字経営」とはいつても、内部留保金が全体で **230** 兆円にのぼり、製造業大企業だけでも、この **5** 年間に **95** 兆円から **120** 兆円へと **25** 兆円も増大させています。

財界や大企業は、「雇用には回せない」といいながら、内部留保金を取り崩して株主への配当をしており、雇用を維持する体力は十分あります。

国に対し、労働者派遣法と労働基準法の抜本改正を要請し、政治の責任において、大企業に雇用への社会的責任を果たさせ、無法な「非正規切り」やリストラ、雇用破壊をやめさせることを強く求めて下さい。

また、新しい雇用の創出と再就職支援を抜本的に強化するとともに、最低賃金を当面、時給 **1000** 円以上に引き上げることを要請することを求めます。以上についてお答えください。

福山市として、

1、公務分野で「緊急雇用」を創出することを求めます。

また、雇用創出の内容や人数の具体をお示しください。

1、市の施策として職業訓練、スキルアップの場をつくることを求めます。

以上それぞれについて、ご所見をお示しください。

5、農林行政について

① F T A と日本農業

今、日本の食料自給率は39%に落ち込み、危機的状況となっています。先進国最低水準に低下したのは、工業製品の輸出拡大と引き換えに、農産物市場が次々に外国に開放され、輸入農産物が大量に流れ込んだためです。

消費者は「食の安全」に懸念を抱き、国産品を食べたいと思っているのに、輸入品に頼らざるをえないのが実情です。

食料自給率を当面50%台へ引き上げることを最優先課題とし、農業経営が成り立ち、農業者が安心して生産できる条件をつくることは急務です。

そのためには、農業を基幹産業として位置づけ、輸入規制をはじめ、日本農業を守るうえで必要な政策をとるべきです。

ところが、日本農業にさらなる打撃を与える日豪経済連携協定（E P A）、日米自由貿易協定（F T A）が進められようとしています。

オーストラリアの農業経営の規模は日本の約1900倍です。農水省試算でも、牛肉・乳製品など4品目だけで約8000億円という甚大な打撃をこうむることが明らかとされており、関税なしには日本の農業は守れません。日豪EPA（経済連携協定）交渉は中止をすることを政府に求めてください。

日米財界は、日米自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の締結を強く求めています。

日米FTAでコメを含む農産物が標的にされることは明らかです。

日米FTAの交渉には足を踏み出さないことが肝心です。交渉は、入り口で阻止することが決定的であり、交渉のテーブルについてしまったら、農産物抜きでの出口はありません。

民主党は、総選挙のマニフェストで「日米自由貿易協定交渉を促進する」と公約し、全国の農民や農業団体から猛反発を受けました。

マニフェストで公約したとはいえ、農業関係者の総反発を受けているFTAの交渉には応じないよう、政府に対し強く求めてください。

以上についてのご所見を伺います。

6 教育行政について

①教職員の多忙化解消、健康管理について

市内の公立学校で、1学期末に4名の教職員が倒れ、うち1名は重態で、その後死亡されたと仄聞しております。

先生が、健康で人間らしく働くことができる学校をつくるのが、強く求められます。

入校・退校時刻の記録について

県教委の通知にもとづき、今年度から「教職員の入校・退校時刻記録票」に各教職員が自ら記入することとなっています。

その実行は確実に行われているのか、どうか、実態をお示しくください。

県教委作成の「Q & A」では、記録結果の活用について、「保健管理医による面接指導」、「各教職員の入校・退校時刻の状況を参考とし、適切な校務分掌を整えるよう努めるとともに、定期的な業務の実施方法等について再点検に心がける」旨、明記されています。

この趣旨に沿い、労働安全衛生法にもとづくならば、入校・退校時刻を踏まえた作業量の適正化をはかる義務が、事業者である校長、市教育委員会にはあることは明瞭です。

市教育委員会は、この間、超過勤務があった場合、作業量の適正化はどのようににはかられ、超過勤務の解消はどのようににはかられたのか、具体をお示しく下さい。

入校・退校時刻の記録の義務化、それにもとづく作業の適正化のとりくみについて、今後の課題をどう認識されているのか、お答えください。

「加重労働による健康障害防止にかかわる健康診断事業」について

教職員が、疲労がたまり健康不安を感じた時、校長に申し出れば、保健管理医への面接指導を受け、医師が必要と認めれば、市教育委員会の費用負担によって、指定医療機関で検診を受け、受診結果は校長に届くこととなっています。

校長は受診結果にもとづき、保健管理医の意見を踏まえ、事後措置を行わなければならない、とされています。

今年度、何件の申し出があったのか、お示しく下さい。また、事後措置は、何件行われたのか、具体をお示しく下さい。

② 中学校給食について

中学校完全給食の実施は、市民の強い要望となっています。

わが党が実施した市民アンケートには、実施を切望する市民の声が多数寄せられています。

「中学校の給食がないばかりに、母親の負担がすごく大きい！岡山県はみな中学まで給食なのに福山は弁当でびっくりした。栄養もかたよるし、これだけは何とかしてほしい」（女性・41歳）。

「共働きで朝は特に忙しい。子どもの顔も見ないで弁当作りをしている。子どもと一緒に朝食をとりたい。給食の方が栄養バランスも良いだろうし、夏場は食中毒の心配。（女性 33歳）。

「働く母親が多く、弁当を作れない人もいて、なかには、いつもコンビニ弁当、パンを食べている子もいる。栄養面、親の不安面で給食があるとよい。義務教育なんだから」

福山市は、この市民の強い要望を真摯に受け止め、実行に移すべきではありませんか。

学校給食法は、①子どもの心身の健康な発達を保障するために「食」（生活・文化・栄養・健康・食料・消費等）を学ぶこと、②学校を人間的な共

同生活の場とする給食調理場、食堂の設置、給食の専門職員の配置等を行い、「学校福祉」・「教育福祉」として保障する、という2つの観点から立法されています。

2008年の改正学校給食法は、給食の中心的役割を栄養改善から「食育」に移し、栄養教諭・栄養職員の食育における指導的役割を明確にするとともに、

①全教職員が全教科等において食育の実践者となること、②給食を「生きた教材」として各教科において食育を配慮した授業を行うこと、③その食育の教育内容とは、栄養、健康・自己管理能力の涵養、食の安全や食料の生産・流通・消費等について学ぶ、こととしています。

いまや学校給食は、「食事の提供」から、「食の教育」の場へと重心を移し、従来にも増して「生きた教材」・「教科書」として食教育を充実させることが、意義、課題として認識されるにいたっています。

2008年3月に策定された「福山市食育推進計画」は、食育をめぐる福山市の現状と課題、計画を明らかにしました。学校教育における食育の

課題も明記されています。

改正学校給食法の趣旨をふまえるならば、福山市において中学校完全給食を実施することは、思春期の子どもの食育を充実させるうえで、きわめて有効かつ必要不可欠ではないでしょうか。

福山市はわが党の質問に対し、「必要な施設、設備や運営に要する経費は設置者負担」であると財政上の理由を挙げるなどして、実施を拒んでいます。これは、今日の食育における学校給食の役割をふまえたとき、行政の怠慢とも言えるものです。

現に、**2007**年現在、全国の国公立中学校の75.4%で中学校完全給食が実施されているなか、福山市でどうしてもそれができないのか、市の説明に、市民はどうも納得できません。

中学校で自公方式による完全給食をすみやかに実施することを重ねて強く求めるものです。

明確にご答弁ください。

③ 高校授業料の無償化と高校・大学奨学金制度の 拡充

高校授業料の無償化について

7月26日、「お金がないと学校に行けないの？首都圏高校生集会」が開かれ、全国ニュースでも報道されました。

同実行委員会が、全国10道府県の公立の全日制、定時制、通信制の1549人、うち夜間定時制生徒が815人、全日制生徒は366人を対象にした、アンケートの調査結果が紹介されました。

それによると、高校生の4人に1人が「学費のことで家族に迷惑をかけて申し訳ない」と答えています。

お金の心配をせずに高校に行きたい、行かせたい、というのは生徒、保護者の痛切な思いであり、「高校授業料は無償に」は今や国民世論です。

日本では、高校教育は進学率が**97%**を超え、社会的には「準義務教育」となっています。

OECD加盟30カ国のなかで、高校授業料がある国は、日本、イタリア、ポルトガル、韓国の4カ国のみです。

また、高校と大学の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約のA規約（社会権規約）第13条を留保しているのは、条約加盟国160カ国中（09年5月現在）日本とマダガスカルの2カ国だけとなっています。

次の項目について、国に対して早期に実現するよう要望し、福山市としても出来得る施策をすすめることを求めます。

1、公立高校の授業料を無償とすること。

1、私立高校の初年度納付金は公立の6倍に達し、負担軽減は急務です。私立高校授業料を減額する「直接助成制度」をつくり、年収500万円以下の世帯を授業料（入学金、施設整備費を含む）全額助成すること。800万円以下の世帯を授業料半額助成すること。高校に準じる専修学校・各種学校も同様とすること。

1、学費支払いが困難な場合の無保証人・無利子・返済猶予付の緊急貸付制度を創設すること。

1、高校奨学金制度を無保証人・無利子・返済猶予付とし、成績要件を撤廃すること。

以上、お答えください。

④ 放課後児童クラブの充実について

共働き家庭やひとり親家庭が増えるなかで、小学生の放課後の生活と安全を保障する、放課後児童クラブの役割はいっそう大きくなっています。

福山市が **71** 人以上の大規模クラブの解消をすすめ、生活環境の改善を図ってきたことを高く評価するものです。

大規模教室が解消されたクラブの保護者からは、「のびのびとして子どもが落ち着いてきた」「子ども達が楽しそうにクラブに通うようになった」と喜びの声が寄せられています。

しかし、市内には、**41** 人以上のクラブはまだ **40** 以上あり、厚生労働省が示す適正な集団規模とは言えない状況が続いています。

41 人以上の放課後児童クラブにおける、児童一人当たりの生活スペースは、現状で何㎡なのか、お答え下さい。

また、厚労省はクラブの適正規模を **40** 人程度と示していますが、**41** 人以上のクラブが多数を占めている福山市の現状についての、認識をお示し下さい。

次に以下のことを求めます。

- 一．厚生労働省が適正規模としている1クラブ40人程度に改善するよう早急に分離増設すること。

- 一．専任のクラブの指導員を常勤雇用で、複数配置とするよう改善するとともに、研修の充実をすすめること。

- 一．国に対し、予算の抜本的な増額・拡充をはかるよう求めること。

以上についてお答え下さい。

次に児童館の開設についてお伺いします。

わが党はかねてからの強い市民要望をふまえ、児童館の設置を求めてきました。それに対し、市は「公民館や市民センターなど、市内の既存の社会教育施設の機能の多面的な活用が図られるよう取り組む」との答弁でした。

これまでの取り組みをお示し下さい。

また、児童館を建設した場合の一館当たりの所要額と、児童館建設のために活用出来る国の補助制度をお示し下さい。

子どもの安全な放課後の居場所を作るために、

早急に児童館の建設に取り組むことを求めます。
以上についてお答え下さい。

7 保育行政についてお伺いします

経済危機と雇用破壊の広がりもとで、子どもを預けて働かなければ、生活できない事態が子育て世帯に広がっています。

保育所は、親の就労、子どもの生活と成長を保障する場として、なくてはならない施設です。

女性の社会進出を支える保育などの条件整備が遅れているのは明らかであり、保育を必要としている子どもたちに直ちに保育を保障することは、国と市の責任です。

就業を希望する女性がすべて子どもを入所できるようにするためには、政府の試算でも100万人分の新たな保育所整備が必要です。

これは、詰め込みや認可外保育施設の活用などの小手先の安易なやり方では解決できません。

入所定員の125%に達する詰め込み保育は、新設で解消することを求めます。

福山市は、「保育所再整備」と称して、今年度は水呑保育所を民間移管しようとしています。

民生福祉委員会の答弁では、水呑地域は、近年、児童数が大幅に増加しているとのことですが、当該保育所の保護者や地域から、公立保育所を廃止し、民間移管してほしいとの要望は出ておりません。

老朽した園舎は、公立のまま増改築等で対応できることであり、移管する理由はありません。

水呑保育所の民間移管の方針を撤回することを求めます。

次に政府に対して以下のことを要望すること。

- 一． 保育所建設に対する国庫補助を増やし、公有地の貸与、土地取得費用への助成、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させること。
- 一． 直接契約制度の導入、保育所最低基準の

緩和と撤廃など、保育制度後退を行わないよう政府に申し入れること。

以上についてお示し下さい。

8 建設・都市行政について

① 浸水被害防止対策について、伺います。

大雨被害の現地を歩き、南蔵王町では、「今年、大雨で3回も店の中に浸水した。毎回、毎回、一日仕事で拭き掃除をしている。福山市は、どうして浸水対策をしっかりとやってくれないのか。」との声を聞きました。

引野町では、「手城川の河川拡幅以来、浸水被害はなかったのに、今年は事業所のフロアーが浸水した。一体どうなっているのか」との声も聞きました。

度重なる浸水被害に、福山市政に対し不信感も募らせた怒りの声を多々聞いてきました。

豪雨時の、農業井堰の状況や、排水ポンプの稼働状況も道路冠水や床下浸水を左右しますが、基本的には、近年の豪雨に対する浸水被害対策の遅れと言わざるを得ません。

もともと、福山市は土地が海面より低く、強制排水をしなくてはならない状況も抱えています。

手城川水系総合治水計画が進められ、現在、春日池の掘り下げが行われています。

完成は平成24年、(2021年)ではありますが、この事業が完了しても、時間55ミリの降雨があった場合、浸水範囲を3分の一しか縮小できません。

現在、計画地域の水田は失われ、時間100ミリを超えるゲリラ豪雨が発生するという状況のもと、春日池の掘り下げ以外の事業も前倒しで進行するべきであります。

河道改修と掘り下げ計画の概要についてお示しください。

また、河口付近のへドロを除去し、坦水能力を高めることが、地元からも要望されています。

直ちに、要望にこたえることを求めるものです。

これまでの、質疑の中で、「公共施設へ一時貯留ができないかということ」を県と検討している」との答弁もされております。その後の進捗状況について、お示しください。

また、わが会派は、「雨水利用自治体連絡会」の取り組みを研究して、公共施設や事業所、各家庭などで雨水貯留槽を設置する取り組みを進めてはどうかと提案もしてきました。その後の調査、研究はどこまで進んだのか、その効果について、どのように認識しておられるのか、お示しく下さい。

以上それぞれについての答弁を求めます。

② 道路建設問題についてお伺いいたします

福山西環状線について

駅家西学区 近田沖の事業の進捗は、現在、設計協議の段階となっています。

当該地区では、西環状線の建設計画に対して、疑問や反対を表明する住民らが「福山西環状線道路の沿線に暮らす心配でならない住民達よりの会」を結成し、活動を展開しています。

この会は本年5月に、県知事に対し、事業説明会と設計協議の再開を求める嘆願書を提出しました。

ところが県は、提出された署名用紙から署名者の住所と電話番号を割り出し、個別訪問を行い、住民一人一人に調査をしました。

このような県の行為は、住民らの請願権を脅かす威圧的なものであるとして、「住民の会」の代表者らが中心となり、現在、県に対して抗議と交渉の最中です。

それにも関わらず、県は先月18日に、当該町内会の町内会役員のみと「設計協議終了の確認書」を締結し、設計協議を終了させた、とのことでした。

設計協議の終了をするためには、住民と行政が

参加して確認書の内容の精査をし、双方が納得の上で、書類が作成されますが、この町内ではそのようなことは行われておらず、確認書は住民の総意で締結されたものでもありません。

地域住民は事業にたいして多くの疑問を持っており、事業説明会をやり直し、住民が納得の得られる説明を行うべきです。

福山道路建設について

事業者は、設計協議中にもかかわらず「都市計画決定範囲内に住宅を持っている方で希望する方に限って境界立会を行う」となし崩し的に事業を強行しています。

実際には、都市計画決定範囲内にとどまらず範囲外の土地まで境界確定杭を打設しています。なぜ、そのようなことを行ったのか理由をお示してください。

瀬戸町山北地区での共有地に対向する狭小な里道をはさんだ民有地と里道の境界確認について、お聞きします。

本来なら、共有地の地権者の立会いの下に、境界確認を行うべきものですが、なぜ、そのような

措置をおこなわなかったのか。また、市の管財課を立ち合わせた理由についてお示してください。

その際、管財課が確認印を押すことができなかった理由と「手続き中」の具体的理由についてお示してください。

津之郷の谷尻踏切と市道高浦・長者ヶ原線の拡幅についてお聞きします。

同踏切の拡幅は、かねてから地域の強い要望でした。

福山市は、**JR**側が「道路の拡幅をしないと踏切の拡幅はしない」と言っているから、市道の拡幅が必要だと住民に説明しています。

しかし、**JR**西日本岡山支社は、「道路全体の拡幅をしなくても踏切の拡幅はできる」と話しています。

福山市は、スマートインターチェンジや山手・赤坂線の計画と合わせ、市道高浦・長者ヶ原線も16mの幅員拡幅しようとしています。住民のなかに、住環境や安全がおびやかされると強い反対の声もあがっています。

現在進めている市道拡幅と一体の踏切拡幅では、工事期間は長期にわたり、工事費も高額になります。

当初の住民要望に立ち返り、歩行者が安全に通行できるよう谷尻踏切前後の道路と踏切の拡幅で整備を急ぐことを求めるものです。御所見をお示しくください。

③ 鞆港埋め立て架橋について

新聞報道によると、首都大学東京の鈴木教授が昨年10月の埋め立て架橋の是非について行ったアンケートでは、「実施すべき」は50%、「中止すべき」は13%、残りの37%のうち「どちらかといえば実施したほうがよい」が15%、「どちらかといえば中止したほうがよい」が8%、「どちらともいえない」が14%となっているとの結果が示されています。

鈴木教授は分析の結果を「これら37%を賛否への慎重派と見るのが実態に近い」としています。

埋め立て架橋について、賛否を決めかねている鞆町民が4割近くにのぼっていることは、福山市がこれまで主張してきた住民の圧倒的多数が賛成との根拠が、ますます、崩れているではありませんか。ご所見をお示しくください。

福山市は、福山市鞆地区まちづくり推進調整会議を、本年4月30日に設置しました。

同調整会議は、「鞆地区まちづくりマスタープラン」を基に、鞆地区のまちづくりにかかわる計画・事業を総合的に調整し、今年度中に具体的な整備方針を定めるとしています。

マスタープランを基に作成した整備方針案は、「埋め立て架橋先にありき」から、一步も変わっておりません。

そして、8月27日に、埋め立て架橋に反対する住民が参加しないなか、整備方針案を基に地元住民80人に説明会を行っています。

この姿勢は、裁判に訴えてまで反対している住民をまったく無視したものであり、地元住民のコンセンサスを得る姿勢は、まったく見受けられません。

国交相が「住民合意はもちろんのこと、国民同意が必要だ」と言明し、反対住民との話し合いを求めましたが、国の見解も無視しています。

事業中止を求める署名は約 **13** 万人に上り、国内外の埋め立て架橋反対の声は、ますます強まっていますが、今日まで国際機関や多数の有識者から表明されてきた意見も、眼中にないという態度であります。

「鞆町まちづくり」について住民のコンセンサスを得るためには、意見が対立している埋め立て架橋問題をまず白紙撤回し、誰もが、自由に意見

を表明できる環境づくりを行うべきではありませんか。市長の英断を求めます。

また、国土交通省が埋め立て免許申請の認可に関して、補足説明を求めています。その後の資料提出はどのように進捗したのでしょうか。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

9 人権・同和行政について

憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と指摘し、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。

これはどんな人でも人間らしく、安心して、幸福にくらす権利があることを宣言したものです。

憲法 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言し、国がそのための責任を果たすことをもともとめています。

ところが、貧困と格差が広がり、「市場原理主義」と「個人責任論」の名のもとに、政府は国民にたいする最低の責任さえ投げ捨ててきました。

その結果、生活保護の打ちきりや、その申請さえも認めない異常な「水際作戦」がすすめられ、全国のあちこちで食べるにこと欠いたまま餓死同然で亡くなる事件もおきています。

このように、構造改革路線による「貧困と格差、不平等」が拡大されているもと、憲法をくらしに生かし、社会保障と生存権の問題を一体のものとして

して、地域住民が団結して運動を進め、平和と平等と人権を大切にす地域づくりを進めることが強く求められています。

そのためにも、すでに役割を終えた「同和」対策は、完全に終結させ、国民融合をすすめることが肝要です。

同和問題解決の最終段階に至った今、なお格差がある問題は、一般施策の中で取り組み、解消すべきであります。また、遅れた認識などの問題は、基本的人権の確立を目指す、人権施策全般の中で解決すべきであります。

今日の到達点を踏まえ、質問いたします。

1、「解同」福山市協議会への団体補助金を廃止すること。

1、人権交流センター内の「解同」福山市協議会事務所の無償貸与については、速やかに解消すること。

1、人権啓発学習は、開催するか、しないかも含め、あくまでも自主的な取り組みとし、おしつけの人権啓発活動は行わないこと。

- 1、 コミュニティ館は、市民の要望が強い、児童館や福祉施設としての活用を具体化するとともに、広く市民全体の幅広い活用を図ること。

以上、それぞれについて、お答えください。

(以上で、日本共産党を代表しての質問を終わります。

ご静聴、ありがとうございました。)